

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	後期高齢者医療制度に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大東市は、後期高齢者医療制度に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

大東市長

公表日

令和6年12月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療制度に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及びその他の後期高齢者医療制度に関する法令等に基づく以下の事務で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、個人番号を用いる。 ◆資格管理をする上で必要な住民基本台帳情報、生活保護受給者情報、障害認定情報を入手する。その情報を大阪府後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)に提供し、広域連合から被保険者情報を入手する。 また、資格確認書等の交付申請及び引渡しを行う。 ◆保険料賦課、負担割合判定及び負担区分判定に必要な所得・課税情報を入手する。その情報を広域連合に提供し、広域連合が決定した保険料情報を入手する。 ◆広域連合からの保険料情報に基づき保険料の徴収期割を決定し、期割情報を広域連合に提供する。また、保険料納入通知書を作成して被保険者に送付する。 ◆保険料の徴収を行い、収納情報及び滞納者情報を管理し、広域連合に提供する。 ◆葬祭費、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費等の支給に係る申請の受付を行う。
③システムの名称	後期高齢者システム、大阪府後期高齢者医療広域連合電算処理システム、中間サーバシステム、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
①資格ファイル ②賦課ファイル ③給付ファイル ④収納情報ファイル ⑤滞納者情報ファイル ⑥宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表の85
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	照会 番号法第19条第8号 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表117の項及び第119条 提供 番号法第19条第8号 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表115の項及び第11
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健医療部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保健医療部 保険年金課 住所:大東市谷川1丁目1番1号 電話:072-870-9629
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健医療部 保険年金課 住所:大東市谷川1丁目1番1号 電話:072-870-9629

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得を徹底したうえで記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また、上記のほか、特定個人情報の記載がある申請書等(USB メモリを含む。)を保管する際等に特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> [十分に行っている] </div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> [1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] </div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> [十分である] </div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	<p>対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入力することがないよう、手続に必要な項目のみ記入するような申請書様式となっている。また、大阪府後期高齢者医療広域連合電算処理システム等への入力に当たっては、必要な項目のみ入力する仕様となっているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを行っている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月7日	I-5-②所属長	保険年金課長 浅井 敏朗	保険年金課長 種谷 崇浩	事後	
平成31年4月1日	I-5-②所属長	保険年金課長 種谷 崇浩	保険年金課長 大久保 知明	事後	人事異動による
令和1年6月28日				事前	再実施
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和6年6月28日				事前	再実施
令和6年6月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第1の59項	番号法 第9条第1項 別表の85	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	照会 番号法第19条第8号 別表第二 82 提供 番号法第19条第8号 別表第二 80 83	照会 番号法第19条第8号 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表117の項及び第119条 提供 番号法第19条第8号 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表115の項及び第117条	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年11月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及び大阪府後期高齢者医療広域連合条例に基づく以下の事務で、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、個人番号を用いる。 ◆資格管理をする上で必要な住民基本台帳情報、生活保護受給者情報、障害認定情報を入力する。その情報を大阪府後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)に提供し、広域連合から被保険者情報を入力する。 また、被保険者証等の交付申請及び引渡しを行う。 ◆保険料賦課、負担割合判定及び負担区分判定に必要な所得・課税情報を入力する。その情報を広域連合に提供し、広域連合が決定した保険料情報を入力する。 ◆広域連合からの保険料情報に基づき保険料の徴収期割を決定し、期割情報を広域連合に提供する。 また、保険料納入通知書を作成して被保険者に送付する。 ◆保険料の徴収を行い、収納情報及び滞納者情報を管理し、広域連合に提供する。 ◆葬祭費、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費等の支給に係る申請の受付を行う。	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及びその他の後期高齢者医療制度に関する法令等に基づく以下の事務で、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、個人番号を用いる。 ◆資格管理をする上で必要な住民基本台帳情報、生活保護受給者情報、障害認定情報を入力する。その情報を大阪府後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)に提供し、広域連合から被保険者情報を入力する。 また、被保険者証(令和6年12月2日以降は被保険者証に代わり資格確認書)等の交付申請及び引渡しを行う。 ◆保険料賦課、負担割合判定及び負担区分判定に必要な所得・課税情報を入力する。その情報を広域連合に提供し、広域連合が決定した保険料情報を入力する。 ◆広域連合からの保険料情報に基づき保険料の徴収期割を決定し、期割情報を広域連合に提供する。 また、保険料納入通知書を作成して被保険者に送付する。 ◆保険料の徴収を行い、収納情報及び滞納者情報を管理し、広域連合に提供する。 ◆葬祭費、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費等の支給に係る申請の受付を行う。	事前	文言の整理及び法改正に伴う変更
令和6年11月25日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用		項目追加	事前	新様式への移行に伴うもの
令和6年11月25日	II しい値判断項目 1. 対象人数	令和6年6月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事前	時点修正
令和6年11月25日	II しい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年6月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事前	時点修正
令和6年11月25日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か【十分である】 判断の根拠 マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得を徹底しうえて記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また、上記のほか、特定個人情報の記載がある申請書等(USB メモリを含む。)を保管する際等に特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事前	新様式への移行に伴うもの
令和6年11月25日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		最も優先度が高いと考えられる対策【1】 目的外の入手が行われるリスクへの対策】 当該対策は十分か【再掲】 【十分である】 判断の根拠 対象者からの申請に基づき特定個人情報を入力するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入力することがないよう、手続に必要な項目のみ記入するような申請書様式となっている。また、大阪府後期高齢者医療広域連合電算処理システム等への入力に当たっては、必要な項目のみ入力する仕様となっているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを行っている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	新様式への移行に伴うもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月2日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及び大阪府後期高齢者医療広域連合条例に基づく以下の事務で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、個人番号を用いる。</p> <p>◆資格管理をする上で必要な住民基本台帳情報、生活保護受給者情報、障害認定情報を入手する。その情報を大阪府後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)に提供し、広域連合から被保険者情報を入手する。</p> <p>また、被保険者証(令和6年12月2日以降は被保険者証に代わり資格確認書)等の交付申請及び引渡しを行う。</p> <p>◆保険料賦課、負担割合判定及び負担区分判定に必要な所得・課税情報を入手する。その情報を広域連合に提供し、広域連合が決定した保険料情報を入手する。</p> <p>◆広域連合からの保険料情報に基づき保険料の徴収期割を決定し、期割情報を広域連合に提供する。</p> <p>また、保険料納入通知書を作成して被保険者に送付する。</p> <p>◆保険料の徴収を行い、収納情報及び滞納者情報を管理し、広域連合に提供する。</p> <p>◆葬祭費、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費等の支給に係る申請の受付を行う。</p>	<p>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及びその他の後期高齢者医療制度に関する法令等に基づく以下の事務で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、個人番号を用いる。</p> <p>◆資格管理をする上で必要な住民基本台帳情報、生活保護受給者情報、障害認定情報を入手する。その情報を大阪府後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)に提供し、広域連合から被保険者情報を入手する。</p> <p>また、資格確認書等の交付申請及び引渡しを行う。</p> <p>◆保険料賦課、負担割合判定及び負担区分判定に必要な所得・課税情報を入手する。その情報を広域連合に提供し、広域連合が決定した保険料情報を入手する。</p> <p>◆広域連合からの保険料情報に基づき保険料の徴収期割を決定し、期割情報を広域連合に提供する。</p> <p>また、保険料納入通知書を作成して被保険者に送付する。</p> <p>◆保険料の徴収を行い、収納情報及び滞納者情報を管理し、広域連合に提供する。</p> <p>◆葬祭費、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費等の支給に係る申請の受付を行う。</p>	事前	法改正に伴う変更